

平成 29 (2017) 年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜 (前期)
試験科目：民事法 (商法)

第 1 問

会社法 429 条 1 項所定の「損害」には、「直接損害」と「間接損害」の双方が含まれる、と解するのが最高裁判例である。「直接損害」「間接損害」とはどのようなものか、両者の違いが分かるように簡潔に (5 行程度) 説明しなさい。

第 2 問

公開会社における募集株式発行無効の訴え (会社法 828 条 1 項 2 号) においては、通知または公告の欠缺は原則として無効事由になるが、株主総会決議の欠缺は無効事由にならない、と解するのが最高裁判例である。これはなぜか、簡潔に (5 行程度) 説明しなさい。

第 3 問

社債管理者の設置強制が適用されない場合として、「各社債の金額が一億円以上である場合」および「その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合」 (会社法 702 条) が挙げられているが、それらの趣旨を簡潔に (5 行程度) 説明しなさい。

第 4 問

株式会社の会社分割において、残存債権者を害することを知って会社分割がされた場合には、残存債権者は承継会社または新設会社に対して、承継した財産の価額を限度として、承継会社または新設会社に承継されない債務の履行を請求できるとされているが (会社法 759 条 4 項・764 条 4 項)、それはなぜなのか、簡潔に (5 行程度) 説明しなさい。

第 5 問

株式会社の設立の際に、「金銭以外の財産を出資」をする場合には、一定の事項を定款に記載し (会社法 28 条 1 号)、検査役による調査を原則として受けなければならないが (会社法 33 条)、このように金銭の出資とは異なる法規整がおかれているのはなぜか、簡潔に (5 行程度) 説明しなさい。